

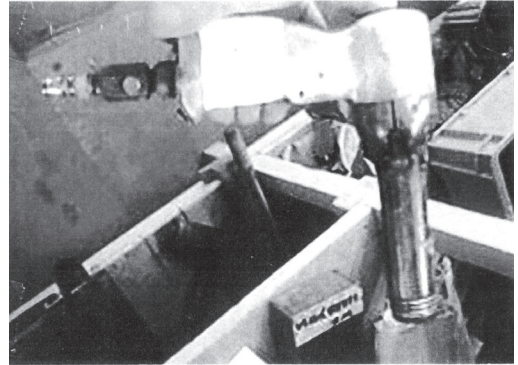
調査を経て、今年4月、Aさんの振動病は業務上と認定された。長年、船大工として振動工具を使った作業により振動病を発症したことが認められたのである。

いまでも手指の痛みや痺れ、こわばりなどの症状が辛いと言う。寒い冬には、両手が冷え切って掌が真っ白になり、眠れない日々が続く。船大工の仕事はできないが、労災でゆっくり静養し、振動



病の症状を和らげてもらいたいと思う。

(東京労働安全衛生センター)



社会保険審査会で逆転認定

熊本●いかつり漁船機関長の石綿肺

6月30日、健康保険・厚生年金などの行政処分不服な場合の再審査機関である社会保険審査会は、いかつり漁船の機関長が石綿肺で亡くなったことを認め、熊本社会保険事務局(当時)による職務上死亡葬祭料の不支給処分を取り消した。

被災者は、1972～2008年(全期間が船員保険の被保険者期間というわけではない)、日本海で操業し、配管の補修・加工などに従事し、相当石綿粉じん曝露した。

しかし、社会保険事務局は、石綿ばくろ情報を検討することなく、「特発性(原因不明)肺線維症」と判断し、職務外とした。

被災者の遺族は、東京・ひまわり診療所の平野敏夫医師の石綿肺3型・著しい呼吸機能障害・石綿による胸膜プラークと指摘

する意見書を社会保険審査官に提出して審査するよう求めたが、なんと審査官は平野意見書を一切検討することなく棄却してしまった。

請求人から出された医学的意見を検討の対象とせず棄却するというのは、普通では考えられないこと。代理人が抗議したら、社会保険庁側は、電話を一方的に切った。

再審査の審理では、社会保険庁側の医師が、典型的な胸膜プラークでないなどと主張したので、船に相当石綿が使われてきたことや、直接・間接作業により石綿肺が起こっているのに、医療現場で見逃されていることを述べて、反論した。

審査会の裁決は、被災者の死亡原因が石綿肺であるかどうか、これが肯定的に解される場

合、被災者の石綿肺が職務傷病と認められるかどうか問題点だと明確に設定し、傷病についても、因果関係についても基本的に肯定し、職務上と認めるにいたった。

今年、社会保険庁が解体され、船員の石綿被害については、社保庁でなく、全国健康保険協会船員保険部で一元的に職務上外を決めることになった(今年以降、船員の職務上事故などは、労働基準監督署で調査決定することになる)。

ところが、職務上外を決定するための専門医が委嘱されず、半年間処理がとどこおっていた。そして、ようやくに嘱託医が決まり、石綿関連肺がんで治療中の元船員と、別の船員遺族について、平野医師の石綿所見ありとの意見が肯定され、職務上と認定された。

その遺族は、当初船員保険に申請せずに、環境省の救済給付を申請して不認定とされ、審査請求も棄却されたのだが、2年ぶりに石綿関連肺がんと認められたものである。

(アスベストセンター)